

令和8年第6回（6月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年6月26日（金）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	定刻になりましたので、ただ今から、令和8年第6回（6月）農業委員会総会を開会致したいと思います。 村井会長のご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会 長	それでは令和8年6月の農業委員会総会のご案内をいたしましたところ、大変お忙しい中ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。 6月初めに全国農業委員会会長代表者集会および地元選出国會議員への要請活動に参加してきました。今回は特に担い手の関係、それから米の価格問題につきまして要請をして参ったところでございます。それから翌日に農地利用を最適化研修会に参加させていただきました。 また、今年の米の状況ですが、稲の生育状況ですが例年になく早くなっています。23日に調査したところ、ゆめみずほは幼穂が3センチ程になっておりまして、出水の予想が7月8日頃ですので去年よりも約1週間早い状況になってきております。コシヒカリについても、7月20日頃には出穂期を迎えるだろうという状況でございまして、例年になく早くなっております、この状況ですとお盆に稲刈りをしないといけないようなことになるのかなと思っております。 いづれにしましても分けつも結構できておりまして、令和5年産の生育とよく似ておりますので、これからの水管理等を十分気をつけていただきたいと思いますと思っております。 それから、園芸作物につきましては、本日、高松ブドウが出荷ということです。スイカにつきましては、本日試し切りを行いました。明後日より出荷というようなことでございます。ブドウにつきましては、例年並みの状況でございます。今年の夏は高温予想ということで、果実につきましては、特に去年のような価格になればいいなと思うような次第でございます。 そういうようなことで、今年は春からの高温で、生育が早まっている状況でございますので、また皆さんの栽培管理を十分お気をつけていただきたいと思いますと思っております。 それでは始めたいと思います。
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	それでは、本日の欠席委員は 農業委員は、竹田委員 1名であります。 次に、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に 12番 松本正博委員、1番 油野委員 にお願

欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	いたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあたられました、 11 番 松本多美子、12 番 松本正博委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。
議案書の訂正	会 長	議案審議の前に議案書の訂正があります。事務局よりお願いします。
	事 務 局	議案書の訂正をお願いいたします。 議案書 1 ページの 3. 議案審議 の 報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について の件数ですが、「9 件」となっておりますが、正しくは、「10 件」であります。また、議案書 10 ページにおいて、整理番号についても「9」が 2 個ありますので最後を「10」に訂正をお願いいたします。 大変申し訳ありませんでした
議案 23 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	それでは、議案 23 号の議案審議に入る前に、松本正博委員が関係している案件であります。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により「農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」との規定により、まず先に、整理番号 1 番を審議し、次に整理番号 2 番から 5 番についての審議を進めて参りますのでよろしくお願い致します。
	会 長	それでは、整理番号 1 番の説明に入りますので、松本正博委員の退出を求めます。 【松本正博委員 退出】
	会 長	それでは「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」 整理番号 1 番を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 23 号 整理番号 1 番について朗読説明】 整理番号 1 番につきましては、現在、砂利採取及び土地改良事業を実施しており整備完了後の耕作となります。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第 23 号整理番号 1 番の説明を終わります。

議案 23 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	事務局から説明がありました。この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	松本多美子委員 現地調査 本日、10 時 30 分より松本正博委員・事務局と現地調査してきました。 ・整理番号 1 番 以前もあった議案でして、現在事業の最中であります。今年で終了するとのことですので耕作には問題ないと思います。
	会 長	この件につきましては、地区担当委員が松本正博委員ですので私の方から申します。
	地区担当委員 (会 長)	・整理番号 1 番 村井会長 現地を確認してきました。工事が最終に近づいているようでした。工事が終われば作付けするとお聞きしておりますので問題はございません。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号 1 番は原案のとおり許可決定致します。
議案 23 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	それでは、松本正博委員の入室をお願いします。 【松本正博委員 入室】
	会 長	それでは次に、「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号 2 番から 5 番を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 23 号 整理番号 2 番から 5 番について朗読説明】 整理番号 2 番につきましては、後程の報告第 11 号整理番号 9 番と関連しておりまして、相続した農地を子供へ譲渡することとなります。 整理番号 3 番につきましては、譲受人の自宅横を拡大し耕作されます。 整理番号 4 番につきましては、譲受人が当該地で 20 年以上耕作されていることからご兄弟間での譲渡となります。

議案 23 号 農地法第 3 条 許可申請	事 務 局	整理番号 5 番につきましては、親子間での生前贈与になります。 許可基準につきましては、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第 23 号整理番号 2 番から 5 番の説明を終わります。
	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	松本正博委員、現地調査 ・整理番号 2 番 多少荒れていましたが親子間の生前贈与ですので問題はないかと思えます。 ・整理番号 3 番 ご兄弟間での贈与になり、自宅横を拡張し耕作されます。すでに草の管理がされ問題はありませんでした。 ・整理番号 4 番 こちらもご兄弟間での贈与になり、長年耕作されているとのことですので問題はないと思えます。 ・整理番号 5 番 親子間での生前贈与により問題はありません。
	会 長	次に、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 2 番 竹田委員（欠席により事務局から） 竹田委員よりご連絡がありまして現地確認し、親子間ですので問題はないとの事でした。 ・整理番号 3 番 油野委員 自宅横になりますので特に問題はありません。 ・整理番号 4 番 森内委員 遺産相続で受けた農地ですが耕作は譲受人が長年しており今回譲渡となっておりますので問題はありません。 ・整理番号 5 番 田端委員 一昨日確認してきました。特に問題はありません。
	会 長	それでは、ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。

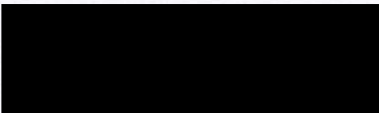
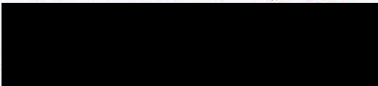
議案 23 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	全員の挙手により、「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号 2 番から 5 番は原案のとおり許可決定致します。
議案 24 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請及び 議案 25 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長 事 務 局	続きまして、「議案 24 号 農地転用許可後事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」 及び 「議案 25 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は関連しておりますので一括として事務局の説明を求めます。 【議案 24 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 【議案 25 号 整理番号 1 番から 7 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 それでは、議案書の 4・5 ページ議案第 24 号整理番号 1 番と 6 ページ議案第 25 号整理番号 7 番とは関連しておりますので、一括してご説明いたします。 今回変更となる主な理由は、令和 6 年 12 月 19 日付で工場建設用地として許可を受けた当初の事業者が、近年の社会情勢に伴う物価高騰の影響を受け計画の遂行が困難となったため、新たな転用事業者へ承継するものです。 新たな転用事業者につきましては、通信および電力関連機材の製造を主としており、金沢市に本社を置き、志賀町・埼玉県・東京都に拠点を構えております。近年、受注量が増加傾向にあることから、この度、本社移転を伴う新工場の建設計画となりました。 当初の転用許可面積に 1 筆追加し合計 16,926.79 m²になり、計画変更申請と第 5 条申請の手続きとなりました。 当該地は、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」との理由により、第 1 種農地と判断できますが、不許可の例外により、本施設は「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当すると判断できます。 次に、議案 25 号 整理番号 1 番および整理番号 3 番、4 番につきましては、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地、整理番号 2 番および 6 番につきましては、「水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の公衆用道路の沿道であり、500m 以内に 2 つ以上の公共施設が存在する」との理由により、それぞれ第 3 種農地と判断できます。 また、整理番号 5 番につきましては、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」との理由により、第 1 種農地と判断できますが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要

議案 24 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請及び 議案 25 号 農地法第 5 条 許可申請	事 務 局 会 長 当番委員 会 長 地区担当委員	な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 24 号および議案第 25 号の説明を終わります。 ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。 松本正博委員 現地調査 ・計画変更 1 番・5 条 整理番号 7 番 現地は草も刈られ、平坦な状況でした。今回 1 筆追加となりますが、周辺への農地の影響もないと思われます。 ・5 条 整理番号 1 番 両サイドが宅地でありますので、宅地造成用地として問題はありません。 ・5 条 整理番号 2 番 現地はすでに資材置場として利用されておりました。譲渡し人の先代より使用していたとのことですので、そのままご利用されることから影響はないと思います。 松本多美子委員、現地調査 ・5 条 整理番号 3 番 現地は周辺に住宅があり特に問題はありませんでした。 ・5 条 整理番号 4 番 宅地造成ということですが、周辺は住宅に囲まれておりますので問題はありませんでした。 ・5 条 整理番号 5 番 集落の中でありますので問題はありませんでした。 ・5 条 整理番号 6 番 現地は、工場敷地の横でありすでに擁壁もあり周辺の農地への影響はありませんでした。 それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。 ・計画変更 1 番・5 条 整理番号 7 番 田端委員 現地を確認してきました。一度許可を受けており、現地は先程の現地調査のご報告のとおりで問題はありません。 ・5 条 整理番号 1 番 吉多委員 現況畑になっておりますが、草管理がされております。周辺は住宅に囲まれていますので問題はありません。
--	--	--

議案 24 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請及び 議案 25 号 農地法第 5 条 許可申請	地区担当委員	・ 5 条 整理番号 2 番 吉多委員 すでに資材置場でした。一部は畑されておりますが特に問題はありません。 ・ 5 条 整理番号 3 番 油野委員 現地確認してきました。周辺は住宅が連担しておりますが特に問題はありません。 ・ 5 条 整理番号 4 番 油野委員 こちら周辺は住宅が連担しておりますので、宅地造成として特に問題はありません。 ・ 5 条 整理番号 5 番 森内委員 お孫さんの住宅という事です。宅地の一部と今回申請農地と合わせての転用となります。集落の中ですので他の農地への影響はありません。 ・ 5 条 整理番号 6 番 森内委員 工場敷地の一部という事ですが、すでに擁壁があり他の農地への影響はありません。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。
	田端委員	計画変更の工場についてですが、農業従事者の就業機会の増大に寄与とのことですが、どのような会社か概要等もう少し教えて頂けますか。
	事 務 局	会社の概要ですが、AI 等の普及により全国的にデータセンターの建設が進められております。その中でインターネットのサーバー等をつなぐ機材を主に製造している会社であります。志賀町に工場がありますが、震災の影響もあり雇用が難しい等、受注の増加に対応できないため今回工場を建設したいとのこと。また雇用についても地域の農業従事者の世帯を優先的に雇用すると市と協定の締結をいたしました。そのようなことから、許可基準を充たしていると考えております。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。 ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案 24 号 農地転用許可後事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」及び「議案 25 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。

報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第 11 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出	事 務 局	【報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明 報告案件は以上です。
	会 長	以上で、第 6 回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、皆様の活動についてご報告していただいております。今月は農業委員 11 番、12 番、推進委員は B グループの方からご報告をお願いします。
	当番委員	11 番 松本多美子委員 今年の水稲の生育が早くて驚いております。雨も欲しいときに降ってくれますので家庭菜園も順調です。 12 番 松本正博委員 今年の大麦について刈取り適期が非常に短いような気がしました。6 月 1 日から約 2 週間刈取り作業がかかりました。収穫が遅れて品質もあまりよくなかったですし収量もあんまりでした。
	会 長	今年の大麦の収穫については、いつもより大分早くスタートしないと 5 月中が適期でした。おそらく収穫が遅れて途中で中折れしたり、刈取りに時間を要したのかと思います。5 月 22 日頃に一番初めにセンターへ入ってきましたが、いつになく乾きが早かったです。刈り遅れになると穂が折れて、実が落ちたりしますので、収量も減ります。早めの収穫が必要だったかなと思われます。
	当番委員	B グループ推進委員 (気谷委員) 議案にもありました工場建設について、敷地周りについては側溝等がございませんが、雨水等の処理についてはどのようなことになりますでしょうか。

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	事 務 局	開発行為については事業者が整備し、雨水の調整池を設けます。また、開発に伴い道路の整備につきましては市が整備することになっております。
	当番委員	(三嶋委員) ほ場整備したときのため池1か所が、3年程前から少しずつ法面等から水漏れがありまして、県や市や会長に相談をしまして今年の春富山の南砺市の業者へ依頼し直していただきました。 先日、農業委員の認定農業者の研修会へ森内委員と参加してきました。能登会場へ初めて参加してきましたが地震の影響等により、復旧にはまだまだ時間とお金がかかるようなことでございました。
	当番委員	(末廣委員) 担当地区では、ほ場整備事業の工事が遅れております。来期予定の所が一番盛土する必要でありまして、ただ盛土してもその下の層が柔らかいので工事完了したとしても当分の間見守っていく必要があります。また、獣害対策についても今後恒久柵についてお願いできないかとの声もあります。
	会 長	ありがとうございました。 次回は、1番 油野委員さん、2番 高橋委員さん、来月はCグループの推進委員さんをお願いいたします。
その他	会 長	その他について、事務局よりお願いいたします。
	事 務 局	・令和8年度農業委員会研修会の開催について（口頭）
	事務局長	次回、7月の総会は、7月24日（金）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。 現地調査の当番委員の方は、1番 油野委員、2番 高橋委員です。推進委員の方は、Cグループになります。よろしくお願いいたします。 今月（6月）の委員報酬は、7月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。 ※7月総会当日は、市役所前はサマーフェスタの準備をしておりますので駐車場に制限があります。来月議案送付時に再度駐車場所をご案内いたしますのでご注意願います。
	会 長	他に何かございませんか。

閉 会	会 長	無いようでしたら令和 8 年 6 回（6 月）の農業委員会総会を終了いたします。 ありがとうございました。 【14 時 35 分終了】 議事録署名委員 会長  12 番  1 番 
-----	-----	---